

## 思いやり駐車場利用証の使用上の注意事項

### 1 利用に当たってのお願い

「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」は、対象となる駐車区画の利用を必要とする人が安心して駐車できる環境づくりを広めていく、啓発活動の性格を有するもので、**この「利用証」をお持ちの方が、制度の対象となる駐車区画に必ず駐車できることを保証するものではありません。**

**他の対象者の方が駐車されているなど、利用できない場合もあることをあらかじめ御了解ください。**

### 2 利用可能な施設について

この制度の協力施設（公共施設、ショッピングセンター等）で、**案内表示板（図1）が掲示してある駐車スペースでの利用が可能**です。

### 3 利用証の掲示について

「思いやり駐車場」に駐車するときは、**ルームミラーに利用証を掛け、外から見えるように掲示（図2）**してください。

（図1）案内表示板



車いす用区画(3.5m幅)

(緑色)車いす使用者等の車の乗降に際して広いスペースを必要とする人に主に利用していただきたい駐車区画に設置してあります。



プラスワン区画(通常幅)

(水色)車の乗降に際して広いスペースは必要ないが、歩行に関して配慮が必要な人に主に利用していただきたい駐車区画に設置してあります。

（図2）車内での掲示例



### 4 利用証の交付と使用について

この利用証は、対象となる人が運転又は同乗している車両が「思いやり駐車場」に駐車する場合にだけ利用できます。

### 5 他県での利用について

この利用証は、制度を導入している全ての府県の対象駐車場でも利用できます。

## 【利用証や駐車場の使用に関するお願い】

- ① あなたの利用証を、制度対象外の人に貸与や譲渡することによって、「思いやり駐車場」の利用を必要としているほかの人の車両が駐車できなくならないよう、御協力をお願いします。

※ 利用証の不適正な利用や駐車場の管理・運営に支障が生じるような行為があった場合は、利用証を返却していただくことがあります。

- ② 利用証の申請時に記入した内容に変更が生じた場合（住所・氏名）は変更の届出をしてください。

- ③ 障害の軽減等で「思いやり駐車場」を利用する必要がなくなった場合は、利用証の返却をお願いします。また、有効期限付きの利用証（図3）をお持ちの方は、有効期限後は速やかな返却をお願いします。県外に転出した場合も、返却してください。

（図3）期限付き利用証



※ 利用証は、最寄りの交付窓口に戻却してください。  
また、郵送により返却することもできます（郵送料は御負担ください）。

【郵送先】〒730-8511 広島市中区基町10-52  
広島県健康福祉局 地域共生社会推進課  
連絡先電話番号 082-513-3144（ダイヤルイン）

- ④ 一般の駐車区画と同じ幅の「プラスワン駐車区画」が設置してある駐車場では、車両の乗降に広いスペースを必要としない対象者の方は、できるだけ「プラスワン駐車区画」の利用をお願いします。
- ⑤ 介助者の同乗などによって一時的に一般の駐車区画の利用が可能となった場合には、できるだけ一般の駐車区画の利用をお願いします。
- ⑥ 妊娠7ヶ月目に達していなくても、妊娠に起因する症状等によって歩行が困難となった場合には、御自身の判断で、利用証を使用していただくことは可能です。

## 【ご注意ください】

- ① この利用証によって、道路交通法に基づく道路上の駐車禁止の除外を受けることはできません。
- ② この利用証によって、有料駐車場の使用料が減免されることはありません。

### 【問い合わせ先】

広島県健康福祉局 地域共生社会推進課

電話：082-513-3144

FAX：082-511-6715

メール：fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp